別紙１　　補助経費

１．一般事務費{一般事務費（A）、加算事務費（B）}

点字図書館等運営のために必要な報酬、給料職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、熱料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃貸料及び備品の購入等。

２. 社会福祉施設における施設機能強化推進費{施設事務費（C）}

機能回復訓練機能強化事業にかかるパンフレット、スライド、ビデオ等により機能回復訓練等を助言、指導するための費用。

３．情報化対応特別管理費｛（情報化対応特別管理費（D）}

電子計算機等を有する点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設であって、必要と認定された場合にかかる費用【情報化対応特別管理費{著作権法（昭和４５年法律第４８号）第３７条第２項及び同条の２に規定される記録及び送信等を行うための経費}。】

４. 社会福祉施設における民間施設給与等改善費

　　　社会福祉法人その他の者が設置する場合において、給与等改善にかかる費用。